

登録
無料

物件登録・利用登録の流れ

空き家
物件一覧



空き家 所有者の方

空き家を探している方

1 登録の申し込み

- ①空き家バンク登録申込書（様式第1号）
- ②空き家バンク登録カード（様式第2号）
- ③同意書（空き家バンク登録用）
- ④市町村税滞納がない証明 ※原本が必要（鳴門市にお住まいの方を除く）

※空き家登録者と利用登録者間の売買、賃貸借等の契約に関する代理を宅建協会の不動産会社に依頼する場合、登録時に申込みいただきます。

※市役所は、売買や賃貸借に関する交渉・契約について一切関与しません。迅速な手続きやトラブル回避のためにも、宅建協会による媒介をおすすめしています。

2 審査および現地確認

所有者立ち会いのもと、市役所が現地確認をします。ウェブサイト掲載用に外観・屋内の写真撮影を行いますので、事前に清掃等のご協力をお願いいたします。

書類審査に2週間程度
お時間をいただきます。

3 物件登録

空き家バンク登録台帳へ登録し、ウェブサイト等で登録物件を紹介します。

※登録は3年間有効で、更新可能です。

4 物件紹介

利用登録者から希望があれば市役所・所有者立ち会いのもと物件内覧します。
※市で空き家の鍵の預かりはしていません。

空き家バンクに登録できない物件

- 倒壊の危険がある建物
- 所有権に争いがある場合
- 更地の状態

※その他条件によって登録できない場合があります。

5 交渉・契約

◆媒介者（宅建協会）と契約している場合

- ①媒介者を通して、売買、賃貸借等の交渉
- ②条件が折り合えば契約成立
- ③成立の場合、仲介手数料の支払

◆直接交渉する場合

- ①空き家登録者から利用登録者へ連絡
- ②売買、賃貸借等について直接交渉
- ③条件が折り合えば契約成立

契約成立・不成立に関わらず、結果を市役所へお知らせください。

1 物件情報の閲覧

Webサイトに掲載されていない詳細の確認や、物件の内覧を申し込みたい…

2 利用登録の申し込み

- ①空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）
- ②空き家バンク利用者カード（様式第8号または8号の2）
- ③同意書（利用希望者登録用）
- ④市町村税滞納がない証明 ※原本が必要（鳴門市にお住まいの方を除く）
- ⑤身分を証明するもの（運転免許証の写しなど）

2週間程度で空き家バンク利用登録台帳に登録し、利用登録完了書を送付します。
詳細が知りたい物件がございましたら、商工政策課へご連絡ください。

3 詳細情報の確認・物件見学

物件所有者の方が同席するため、日程調整に時間を要する場合があります
※清潔なスリッパをご持参ください。

※宅建協会の媒介を希望しない場合は、空き家の状態を購入者自身が確認する必要があります。
お店や学校、病院など、空き家の周辺環境もあらかじめ調べてみてください。

4 交渉の申し込み

- ①空き家利用申込書（様式第13号）
- ②誓約書（様式第14号）

市役所が当該希望物件の空き家登録者または代理人と媒介者（※媒介契約の場合）に通知します。

様式はこちらから
ダウンロードできます

空き家バンクの詳細内容や、Q&Aをご覧ください

空き家バンクについて

